

## 活動に関する注意事項

### 1 活動全般に関すること

- (1) 学校体験活動に参加する大学生は、子どもの立場からは「先生」です。子どもの模範となるように、言動や服装には十分注意してください。
- (2) 活動中は、学生証を必ず携帯してください。
- (3) 活動を通して知り得た個人情報等は、活動終了後も含め、外部に漏らしてはいけません（守秘義務）。
- (4) 体罰やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなど、子どもの人権を傷つける言動は絶対に許されません。学校、子ども、保護者等の信頼を損ねる言動も同様です。
- (5) 学校体験活動の範囲を超えて、生徒と私的に関わることは禁止します。
- (6) 健康管理には十分留意し、体調が優れない場合や感染症の疑いのある場合などは活動を控えてください。
- (7) 参加する学校の方針には従うものとします。

### 2 活動に関すること

- (1) 担当教員と活動の内容や方法について十分打ち合わせをした上で、教員と一緒に活動を行ってください。
- (2) 活動に当たって、わからない内容については、担当教員に相談してください。
- (3) 自然災害の発生や不審者の侵入等の緊急時は、学校の指示に従ってください。

### 3 個人情報に関すること

- (1) 個人のスマートフォンやカメラ等による撮影、記録は禁止します。
- (2) 紙媒体、電子媒体に関わらず、個人情報に関する記録の保管や持ち出しは禁止します。
- (3) 児童生徒、保護者、教員等に関する情報（児童生徒等の様子の文字情報、写真、ワークシート等）を、SNS等で公表することは禁止します。

### 4 その他

- (1) 学校で決められた活動開始及び終了時刻を守ってください。
- (2) 欠席や遅刻、早退をする場合には、事前に学校に連絡してください。
- (3) 名札（学校から配付）を着用してください。
- (4) 学校までの移動に車、バイク等を使用する際は、交通法規を守り、安全運転を心がけてください。
- (5) 学校敷地内は終日禁煙です。

## 活動に関する誓約事項

- 1 学校の教育活動の目的に沿って従事すること。
- 2 校長の指導及び指示に従うこと。また、活動及び児童生徒に関する情報は、適宜校長等に報告すること。
- 3 体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、学校の教育活動として行われる活動を逸脱する対応及び児童生徒の人格を傷つけるような言動をしないこと。
- 4 児童生徒、保護者、地域等の信頼を損ね、学校の信用を傷つけるような言動をしないこと。
- 5 活動中に知り得た児童生徒、保護者、教員等に関する情報を他に漏らさないこと。活動を終了した後も同様とする。
- 6 その他校長が定める事項に反さないこと。